

進むアセアン諸国とのEPA/ 中国・ハイテク企業の認定条件

グローバル化の流れが進展する中、海外企業との商取引、海外での生産・販売拠点の設立等は、大企業だけでなく中小企業にとっても商機拡大や生き残りを図るためのますます重要な選択肢の一つとなっています。中小公庫のお取引先も海外事業を展開する先が増えており、その貿易・投資の対象国として重要視されているのが、アセアン諸国と中国です。

そこで今回、アセアン諸国については、近年日本が推進している経済連携協定（EPA）について、その現状と利用上の留意点をご紹介します。

一方、中国については、2008年4月14日に『ハイテク企業認定管理弁法』が公布され、ハイテク企業の認定条件が明らかになりましたので、その具体的な認定条件や認定手続きについてをご紹介します。

進むアセアン諸国との経済連携協定（EPA）

経済連携協定（以下EPA: Economic Partnership Agreement）とは、特定の国や地域間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する自由貿易協定（FTA: Free Trade Agreement）の内容に加えて、投資に関する規制や出入国の制限の緩和を定める国際的な協定です。締結国間で人・物・金の移動の自由化を図り、経済関係を強化することを目的としています。

EPAの締結には、交渉、署名、発効の段階があり、発効して初めて利用が可能となります。企業にとってEPAを利用する利点の一つは、輸出入を行う際、低い関税率が適用される可能性が広がることです。

1. アセアン諸国とのEPAの現状

2007年時点での日本の貿易額に占めるアセアン諸国の割合は、輸出額では12.2%、輸入額では13.9%を占めており、日本にとってアセアン諸国はとても重要な貿易相手国となっています。

そのため、日本はアセアン諸国とのEPAの締結に向けて積極的に取り組んでいます（図表1）。2008年7月1日現在、日本は全アセアン諸国（10カ国）のうちシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアの4カ国と既にEPAの発効に至っています。

図表1 日本とASEAN諸国のEPAの現状

シンガポール	発効済（2002年11月）
マレーシア	発効済（2006年7月）
タイ	発効済（2007年11月）
インドネシア	発効済（2008年7月）
フィリピン	署名済（2006年9月）
ブルネイ	署名済（2007年6月）
ベトナム	交渉中

2. 日アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP)

最近、特に製造業の間で国際分業体制の流れが強まっているため、二国間のみならず多国間でEPAの締結に取り組む動きもあります。2008年4月14日、日本とアセアン諸国全体(10カ国)の経済連携協定であるAJCEPの署名が完了しました(図表2)。発効時期は未定ですが、2008年内と期待されています。

本協定によるメリットは、二国間EPAやAFTA(アセアン自由貿易地域)のみでは成立し得なかった関税の無税化が成立することです。例えば、日本で開発・生産したフラットパネルを付加価値30%でマレーシアに輸出し、10%の付加価値をつけて完成品に仕上げタイへ輸出する場合、マレーシアからタイへの輸出に関しては、二国間EPAは適用できず、AFTAの無税化の基準となる「アセアン域内の付加価値の合計40%以上」も満たさないため、通常関税率(MFN税率(注1))が適用されます。しかしAJCEPでは、「付加価値の累積」が認められており、「日本とアセアン域内の付加価値の合計40%以上」という基準を満たすので、無税になります。このようにAJCEPにより、日本で開発・生産した高付加価値部品を用いて、アセアン諸国で完成した製品を無税でアセアン諸国内に供給できるようになり、日本及びアセアン諸国全体で関税のない生産ネットワークの構築が可能になります。

図表2 AJCEPの概要

◆ 物品貿易の自由化促進	
日本側	発効後10年以内に、アセアンからの輸入総額の約93%を無税化
アセアン側	発効後10年以内に、日本からの輸入総額の約91%を無税化

3. EPAの利用手続きと今後の動向

輸出入先国が二国間あるいは多国間EPA発効済み国である場合、EPAを利用するか否かは、利用者が税率や諸条件を通常の場合と比較して、より有利になるよう選択できます。EPAの中には、マレーシア、タイ、インドネシアとのEPAのように、品目によって関税が発効即時に撤廃されず、一定期間を要して段階的に削減されるものがあります。その場合、EPA税率の削減途中で相手国政府が通常税率(MFN税率)の引き下げを行うと、EPA税率がMFN税率よりも高くなるケースがあるので、利用時期によっては注意が必要です。

EPAの利用を決定した際には、対象商品が決められた基準を満たしたEPA締結国の原産品であることを証明する「原産地証明書」(日本では商工会議所が発給)を取得する必要があります(図表3)。

図表3 EPA利用手続きの流れ(日本からの輸出の場合)

- ① 該当商品のHSコード(注2)から、EPA税率が通常税率より低いことを確認する(注3)。
- ② 原産地規則(注4)により、商品に原産資格があるかどうかを商工会議所に判定依頼する。
- ③ 原産資格があると認められた場合、原産地証明書の発給を申請する。
- ④ 輸入者に原産地証明書を提出する。
- ⑤ 関税でEPA税率が適用される。

海外進出先でEPAを利用する際には、発効後しばらくは現地国の税関職員、特に地方の税関では、正しい対応が行き届いていないケースも散見されるので注意が必要です。

今回ご紹介したEPA以外にも、アセアン+6ヶ国(日中韓印豪NZ)による東アジア包括的経済連携等についても活発に議論されており、EPAは今後ますますの発展が予想されます。各EPAの発効時期や複数の協定間での関税削減率の相違等に注意し、上手に活用していく必要があるでしょう。

(クアラルンプール駐在員事務所 佐近 友昭)

(注1) MFN税率: WTO(世界貿易機関)の原則に基づき、全ての加盟国に対して共通して用いられる税率。

(注2) HSコード: 商品名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)で定められた分類番号。

(注3) 関税率: 各税関に問合せのほか、日本関税協会「実行関税率表」(http://www.customs.go.jp/tariff/2006_4/index.htm)や、JETRO「世界各國の関税率」(<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>)で確認できます。

(注4) 原産地規則: 原産資格をもっているかを判断する基準となる規則で、EPA税率の適用を受けるために満たす必要がある。

中国／ハイテク企業の認定条件

2008年4月14日、『ハイテク企業認定管理弁法』が公布され、『企業所得税法』（日本の法人税法に相当。詳細は「経営情報No.349及びNo.357」を参照ください）で例外的に優遇税制が認められている「ハイテク企業」の具体的な認定条件等が明記されました。これまでにハイテク企業と認定されていた企業も、同法に基づいて改めて認定申請をしなければ優遇税制が適用されません。

1. ハイテク企業に対する優遇税制

- (1) 企業所得税の25%から15%への低減（『企業所得税法』第28条）
- (2) 海南、アモイ、深圳、珠海、汕頭の5つの経済特区と上海市浦東新区に2008年1月1日以降に登録をしている会社は、利益計上年度から企業所得税を2年間免除、その後3年間半減（『経済特区及び上海市浦東新区の新設ハイテク企業の経過的税制優遇の実行に関する通知』（2008年1月1日施行））

2. ハイテク企業の認定条件（ハイテク企業認定管理弁法 第2条及び第10条）

ハイテク企業に認定されるには、以下の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 中国国内（香港、マカオ及び台湾地区を除く）において登録している企業で、直近3年以内に自社開発、譲渡、贈与及び合併買収により、または5年以上の独占許可方式により、製品（サービス）の核心技術に対し知的財産権を有すること。
- (2) 製品（サービス）が『国が重点的に支援するハイテク分野』に規定する範囲に属すること。
- (3) 大学・高等専門学校以上の学歴を持つ科学技術人員が、その年の従業員総数の30%以上を占め、その内研究開発人員が従業員総数の10%以上を占めること。
- (4) 科学技術の新知识を創造的に運用していること。または技術・製品（サービス）の改良を行うための研究開発を継続的に行い、直近3期の売上高総額に占める研究開発費総額の割合が以下の基準を満たすこと。
 - ① 直近1年の売上高が5,000万元未満の企業 : 研究開発費6%以上
 - ② 直近1年の売上高が5,000万元以上2億元未満の企業 : 同 4%以上
 - ③ 直近1年の売上高が2億元以上の企業 : 同 3%以上
- (5) 研究開発費総額に占める中国国内の発生費用が60%を下回らないこと。
- (6) ハイテク製品（サービス）の売上高が当年度売上総額の60%以上を占めること。
- (7) 研究開発の管理レベル、科学技術成果の応用能力、知的財産権数、売上と総資産の成長率等の指標が『高新技術認定管理業務手引き』（近日公布予定）の基準を満たすこと。

3. 国が重点的に支援するハイテク分野（ハイテク企業認定管理弁法 第2条附属文書）

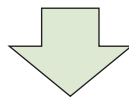
上記2の(2)の「国が重点的に支援するハイテク分野」は、以下の通り規定されています。

分野	具体的な業種
電子情報技術	ソフトウェア、コンピューター・ネットワーク、通信技術 等
生物、新医薬技術	医薬生物技術、各種薬品、医療機器、農業技術 等
新材料技術	金属材料、無機非金属材料、高分子材料、精密化学材料 等
高度技術サービス	汎用技術、物流、集積回路、技術コンサルティング 等
新エネルギー、省エネ技術	リサイクル可能クリーンエネルギー、原子力・水素エネルギー、新型高効率エネルギー、高効率省エネルギー 等
資源、環境技術	水質・大気汚染制御技術、固体廃棄物処理技術 等
伝統産業に係る新技術	工業生産プロセス制御システム、先端製造技術、新型機械 等

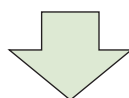
4. ハイテク企業の認定手続き（ハイテク企業認定管理弁法 第11条及び第12条）

ハイテク企業の認定には、以下の手続きが必要になります。

自己評価	ハイテク企業認定管理工作網（専用ウェブサイト、近日開設予定）に会社を登録。 ハイテク企業認定の条件に合致するか自己評価。
------	---



申請	以下の必要書類を認定機関（省・自治区・直轄市の科学技術部門等で構成）に提出。 【必要書類】 ①ハイテク企業認定申請書 ②会社営業許可証副本、税務省登記書（写し） ③知的財産権証書（独占許可契約書）、生産許可書、新製品又は新技術証明資料、製品品質検査報告書、省級以上の科学技術計画立案証明書及びその他関係する証明書 ④従業員数、学歴構成及び研究開発人員の従業員総数に占める割合の説明書 ⑤資格を持った機関が監査した直近3期（実際の年数が3年に満たない場合は実際の経営年数）分の研究開発状況表及び研究開発活動についての説明資料及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び技術生産収入の状況表）
----	---



審査・認定	認定機関が認定を行い、ハイテク企業認定管理工作網に15営業日公示。 異議が出ない場合、ハイテク企業認定管理工作網に認定結果が正式に公告されるとともに、申請企業に「ハイテク企業証書」が交付される。
-------	--

【留意点】

- ・ ハイテク企業認定の有効期間は、「ハイテク企業証書」の交付日から3年です。再審査の申請は、期間満了の3ヶ月前から可能です（ハイテク企業認定管理弁法 第12条）。
- ・ ハイテク企業認定が失効した場合、失効した年度から全ての優遇税制が停止されます。
- ・ 『ハイテク企業認定管理弁法』に基づく認定条件や認定手続きは、現時点ではまだ一部未確定な部分がありますので、今後の動向に注視していく必要があるでしょう。

（日中経済協会上海事務所 鈴木 仙人）

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、本支店窓口までお問い合わせください。

発行：中小企業金融公庫 経営情報部 ホームページ <http://www.jasme.go.jp/>